

第1550回島根県教育委員会会議録

日時	平成29年5月29日
自	13時30分
至	16時25分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第3号 平成30年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について（教育指導課・特別支援教育課）

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第11号 「日が沈む聖地出雲」の日本遺産認定について（文化財課）

第12号 世界遺産登録10周年記念「石見銀山展」について（文化財課）

第13号 特別展「出雲と大和」（仮称）について（文化財課）

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第4号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第2号 県立学校事務職員（管理職）の人事異動について（総務課）

————— 以上原案のとおり承認

(協議事項)

第1号 平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について（教育指導課）

————— 以上資料に基づき協議

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 広江委員 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題	
松本教育次長	全議題	
小仲参事	公開議題	
野口参事	公開議題	
村木教育センター所長	公開議題	
仁科総務課長	全議題	
内田総務課調整監	公開議題	
井手教育施設課長	公開議題	
門脇教育施設課管理監	公開議題	
福間学校企画課長	公開議題、議決第4号	
津森県立学校改革推進室長	公開議題	
常松教育指導課長	公開議題、協議第1号	
竹下教育指導課管理監	公開議題	
村本子ども安全支援室長	公開議題	
柿本教育指導課上席調整監	公開議題、協議第1号	
佐藤特別支援教育課長	公開議題	
佐藤保健体育課長	公開議題	
秦健康づくり推進室長	公開議題	
前田社会教育課長	公開議題	
坂根人権同和教育課長	公開議題	
丹羽野文化財課長	公開議題	
広江文化財課管理監	公開議題	
山根世界遺産室長	公開議題	
吉本福利課長	公開議題	
笠柄学校企画課企画人事主事	議決第4号	
田村教育指導課指導主事	協議第1号	

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	1 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	浦野委員	

(議決事項)

第3号 平成30年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について(教育指導課・特別支援教育課)

○常松教育指導課長 議決第3号平成30年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針についてお諮りする。

資料1の8ページをご覧ください。はじめに、教科書採択の流れをご確認いただきたい。小・中学校、高等学校及び特別支援学校について、平成30年度使用教科用図書の採択の流れを載せている。このうち、高等学校及び特別支援学校高等部については、毎年各学校の希望を聞いた上で所管する各教育委員会が採択することとなっている。なお、表の中で、特別支援学校高等部の採択に係る基本方針等の通知が高等学校より遅くなっているのは、特別支援学校小・中学部の日程に合わせて通知を行うためである。

続いて、教科書採択の概要をご説明する。資料1の6ページをご覧ください。高等学校と特別支援学校高等部の教科書採択については、小中学校と異なり、法令上の具体的な定めがないため、採択の権限を持つ県教育委員会が基本方針を定め、採択事務を行っている。今年度は、主として高校2年生用教科書の採択年であるが、高等学校及び特別支援学校は原則として、毎年採択を行うことができる。

資料1の2ページをご覧ください。1点目の採択の基本方針についてである。まず、(1)の関係法令については、資料1の7ページに法令をまとめているので、ご確認いただきたい。次に(2)採択の権限は、県教育委員会にあるが、高等学校は多様な教育課程を展開しているため、校長の意見を聞いて、すなわち学校に選定を希望する教科書の一覧を提出させて、県教育委員会の責任において採択をすることとしている。2点目、採択基準についてである。教科書の採択は、高等学校用教科書目録に登録されている教科用図書のうちから行う。目録は、文部科学省の検定に合格した教科書が教科別に一覧になっているものである。高等学校は、多様な科目が設定されているため、教科書が発行されていないものもある。その際は、一般図書等から適切な図書を採択することとしている。3点目、採択の観点についてである。各学校の特色や生徒の実態、教育課程に適合した教科書を採択することとしている。4点目、採択に係る留意事項についてである。学校の特色や生徒の実態に合った教科書の採択のためには、各学校の教員及び教育委員会事務局の指導主事が、教科書研究の充実に努めなければならないこと。一昨年来、教科書発行者による教科書採択の公正性に疑念を抱かせる行為が相次ぎ、教科書採択にあたっていっそうの公平性・透明性が求められている状況であることを鑑み、適正かつ公正な採択が確保されるよう、各校への指導を徹底しなければならないこと。以上の2点を留意事項として挙げている。5点目、採択の手続きについてである。現在、各高等学校では、教科書会社からの教科書見本が

届いているところである。今後、①～⑤の手続きを経て教科書採択を行う。①今回お諮りした採択の基本方針を踏まえ、各学校は教科書見本を参考に教科書研究を進めていく。なお、今年度から、教科書選定の公正性を確保するため、各学校において校長を委員長とする教科書選定委員会を設置することとした。各学校は、この教科書選定委員会での審議を経て使用教科書を選定し、選定理由を明らかにして、7月7日までに、県教育委員会に採択希望を提出する。②教育委員会事務局では、指導主事を中心に調査研究を進め、主として教育課程との整合性等を専門的見地から審査する。③この審査を経て、必要に応じて学校に対し、指導助言を行う。その後、校長は選定に変更があれば、県教育委員会に採択希望を再報告する。④8月下旬に県教育委員会として採択を行い、9月の教育委員会会議で概要を報告する。⑤各学校の採択結果は、9月に各学校に対し通知する。以上のような手法で教科書採択の手続きを進める。

○佐藤特別支援教育課長 特別支援学校高等部用教科用図書採択の基本方針についてご説明する。まず、特別支援学校高等部教科用図書の採択において高等学校と違う点は、資料1の6ページ、1公立学校の教科用図書の採択権者等の※をご覧ください。生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性から、個々の児童生徒ごとに教科用図書を採択するところが、高等学校と異なる点である。

資料1の4ページをご覧ください。採択の基本方針については、高等学校と同様である。採択基準については、採択は教科書目録等に登載されている図書のうちから行うが、必要がある場合には、校長の意見に基づき教科書目録等に登載されている図書以外の図書を採択するとしている。教科書目録等とは、文科省検定済教科書目録、特別支援学校用文科省著作教科書目録、文科省が毎年発行している文科省作成一般図書一覧、県が毎年独自に選定している図書を載せた県選定本一覧の四つである。教科書目録等の中に適した教科書がない場合には、他の適切な教科用図書を使用することができることにしており、その場合、県で一つ一つ調査研究を行い、審査することとなっている。採択の観点については、採択は生徒の発達の段階、障がいの状態及び特性、教育課程に適合したものであるかどうかを考慮した上で、厳正に行うとしている。採択に係る留意事項については、高等学校と同様である。採択の手続きの②から⑤については、高等学校と同様である。①については、先ほど高等学校では教科書選定委員会を設置する説明があったが、特別支援学校では設けず、「各学校で十分な検討の上」としている。これは特別支援学校の場合、生徒個々に応じた教科書を選定するに当たり、各学級で検討、各教科で検討、各学部で検討、そして全体で検討するといういくつかの段階を踏んで十分検討しているためであり、委員会形式において検討することはなじまないからである。図の教科書選定から採択決定通知までの流れについては、高等学校と同様であるが、特別支援学校の場合には、※に「なお、新入生については合格が決定した2月末に選定を行い、上記と同じ流れで3月に採択する」と記している。先月の教育委員会会議でご報告したように、新入生の場合は10月以降の就学相談

会や教育相談の段階で実態が把握できるため、合格が決定した2月末に選定を行い、同じ流れで3月に採択を行うこととしている。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第11号 「日が沈む聖地出雲」の日本遺産認定について(文化財課)

○丹羽野文化財課長 報告第11号「日が沈む聖地出雲」の日本遺産認定についてご報告する。

日本遺産とは、複数の文化財、景観などを織りなしてできる一つのストーリーが認定されるものである。土地や史跡等を指定、登録する制度である世界遺産や重要文化財とは異なる。平成27年度からスタートし今年が3回目である。文化庁では東京オリンピックまでに100件程度の日本遺産認定を目指している。インバウンド等を強く意識し文化遺産を観光に活用することを目的としている。

このたび、出雲市が、稲佐の浜、日御碕神社、日御碕、出雲大社などを文化財の基盤とし、天日隅宮(あめのひすみのみや)、日沉宮(ひしずみのみや)といったお社等を中心とした「日が沈む聖地出雲～神が創り出した地の夕日を巡る～」というストーリーを作成し申請をされたところ、4月28日に日本遺産に認定された。今後は、文化庁の補助を受けて、出雲市を中心として資料記載の事業が実施される予定である。県教委としても支援をしていきたいと考えている。

なお、島根県内では、「津和野今昔」、「出雲國たたら風土記」、今回の「日が沈む聖地出雲」と、3年連続での日本遺産認定となった。

○森委員 日本遺産に認定されると、県においてイベントや事業を実施することになるか。

○丹羽野文化財課長 認定申請の主体は様々である。今回の場合は、出雲市が単独で申請された。昨年度の出雲國たたら風土記は、雲南市、安来市及び奥出雲町の連名による申請である。これをシリアル型といている。今年度、認定されたものの中には、複数の県が共同で申請されたものもあった。こういったシリアル型の場合には、実行委員会などを設立し、国からの補助金を受けて事業を実施していくこととなる。今回の場合は、資料記載の事業を島根県が実施するわけではないが、市と一緒にこの日本遺産をPRしていく事業の一部実施、あるいは支援を行うというように考えている。

――原案のとおり了承

第 12 号 世界遺産登録 10 周年記念「石見銀山展」について（文化財課）

○山根世界遺産室長 報告第 12 号世界遺産登録 10 周年記念「石見銀山展」についてご報告する。

資料 3 の 1 ページをご覧ください。大田市にある石見銀山遺跡は、平成 19 年 7 月ユネスコの世界文化遺産に登録された。それから 10 年、節目の年となり、島根県としては石見銀山の世界遺産登録 10 周年を記念し、特別展「石見銀山展－銀が世界を変えた－」を出雲市にある古代出雲歴史博物館と大田市にある石見銀山資料館の 2 館で同時開催することとした。会期は 7 月 14 日から 9 月 3 日までの約 50 日間である。

展覧会では、古代出雲歴史博物館では「銀でつながる世界」をテーマに、石見銀山資料館では「世界とつながる日本」をテーマに展示を行う。15～17 世紀にかけての大航海時代、世界の経済や文化は銀によってひとつに結びついていった。その原動力となった世界遺産「石見銀山」の歴史的価値や魅力について紹介する。具体的な展示品については、資料 3 の 2 ページ、3 の 3 ページをご覧ください。日本初公開、県内初公開の展示品も多く、見どころのある展示となっている。この「石見銀山展」を、県民に石見銀山の価値を再認識してもらおうとともに、石見銀山を改めて全国にアピールする機会にしていきたいと考えている。

○鴨木教育長 前売券の販売を 5 月 26 日から行っている。前売券は、丁銀と同じサイズ同じ形で作成している。当時、丁銀は重さで額を確定させ、支払う際は切って貨幣として使用していたことから、今回の前売券も同様に切って使う仕様としている。上側が大森にある石見銀山資料館、下側が出雲市にある古代出雲歴史博物館の観覧券となっている。

世界遺産登録 10 周年となる今年 7 月 2 日に、大田市主催で記念式典が開催され、知事も出席される。大田市では、この他様々な関連イベントを計画されている。このような流れの中で、県教育委員会として、実行委員会を立ち上げて、歴博と銀山資料館の 2 館による特別展を開催することとした。ボリビアのポトシ銀山が銀山遺跡として世界遺産に登録されているというご縁で、ボリビアからアルマジロの銀製品など多くの資料を借用し、国内初公開、県内初公開の実物資料が多く展示される。ぜひ、多くの方に歴博、銀山資料館にお出かけいただき、二つの博物館の展示を見比べていただきたい。

○浦野委員 石見銀山資料館と歴博の間は距離があり交通手段も少ない。シャトルバスなど、交通手段の工夫はしているか。

○山根世界遺産室長 JR 松江駅、JR 出雲市駅、石見銀山資料館、歴博を結ぶ「らとちゃんバス」を運行している。石見銀山展の開催期間を含む今年度中は、県の観光振興課が補助金を出し増便することとしている。

○森委員 前売券はどこで販売されるか。

○鴨木教育長 後ほど、販売箇所の一覧をお渡しする。県内の様々なプレイガイド等で広く販売している。プレイガイドでの販売も行うが、様々なところへ出かけ展覧会の説明をしながら前売券のPRも行っている。前売券の販売が、ある意味でいうと展覧会自体のプロモーションである。実行委員会の構成員である、歴博、银山資料館、山陰中央新報社、山陰中央テレビ、県教委、県観光振興課がそれぞれ分担し、販売促進を行っていく。

――原案のとおり了承

第13号 特別展「出雲と大和」(仮称)について(文化財課)

○丹羽野文化財課長 報告第13号特別展「出雲と大和」(仮称)についてご報告する。

平成32年(2020年)は、オリンピックイヤーとなり、日本書紀編纂1300年の年となるが、この年に東京国立博物館において島根県と奈良県が協力して展覧会を開催する。このことは、平成27年に既に発表済みであるが、このたび、島根県、奈良県、東京国立博物館等の主催者すべてが一堂に会し、実行委員会を設立し、具体的な準備を進めることになった。

開催趣旨は、資料記載のように、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるとともに、日本書紀編纂1300年の節目となる年に、日本のはじまりに関わる古代文化を彩った島根・奈良の両県が協力し、日本を代表する東京国立博物館で展覧会を開催することにより、国内外の多くの人々に、日本の古代文化について知っていただくことができ、県民の誇りも醸成していくことができる、また展覧会で紹介した遺跡や社寺などの現地へ誘う契機ともなり、観光面での波及効果を高めていくことができる、としている。

メモリアルな年であり、いわゆる日本のナショナルミュージアムである東京国立博物館には、外国人の方がとりわけ多くいらっしゃると思われる。この年の最初の展覧会が、この特別展となる。奈良県と協力し、できるだけ質のよい資料を多く展示できるよう努力していく。なお、現在、出雲大社の心御柱が保存処理中であるが、可能であれば古代出雲歴史博物館で展示している宇豆柱とセットで本物を展示したいと考えている。実現できれば、そのスケール感をそのまま体感していただける。

○鴨木教育長 会場の東京国立博物館平成館は、大変な迫力である。2階がすべて展示室で、大きく右ウィングと左ウィングに分かれており、広さはそれぞれ1,500㎡である。それを、出雲と大和、島根県と奈良県で折半するような格好で大きなストーリーを展示物によって紹介していく。先般、第1回の実行委員会が開催された。それに先

立ち主催者会議も開催され、東京国立博物館の館長ご自身が、2020年のスタートに相応しい、ある意味でいうと日本の始まりを象徴するような展示がしたい、古代の世界において出雲がどのような役割を果たしたのか、それが大和朝廷にとってどのような意味を持ったのか、その二つの対峙の中で日本の始まりのストーリーというものを展示したいと熱弁をふるわれた。奈良県知事からは、そのストーリーを分かりやすく追究してほしい、2020年は外国からたくさん来られるだろうから、外国の方にもこの世界観を理解してもらえるような分かりやすい展示にしてほしい、そのためにはストーリーが大事であるとの発言があった。

オリンピックイヤー、日本書記編纂1300年の節目となる年であるので、大変な注目を集める立派な展覧会ができるのではないかと思う。島根県の認知度向上の上でも大きな効果が期待できるのではないかと考える。

―――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第4号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)

―――原案のとおり議決

(承認事項)

第2号 県立学校事務職員(管理職)の人事異動について(総務課)

―――原案のとおり承認

(協議事項)

第 1 号 平成 30 年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について (教育指導課)

――資料に基づき協議

鴨木教育長 閉会宣言 16時25分